

和道会清水東支部 空手道教室 規約

2012年4月改定

第1条<総則>

本教室は(財)全日本空手道連盟傘下の静岡県空手道連盟に所属し、全日本空手道連盟和道会静岡県本部の所属支部である。名称を和道会清水東支部空手道教室と称し、所在地及び事務局を以下に定める。

所在地(青木 茂)：〒424-0044 静岡県静岡市清水区江尻台19-20

事務局(廣田幸世)：〒422-8004 静岡県静岡市駿河区国吉田5丁目22-40

第2条<目的>

本会は空手道を通じ、現代社会の様々なストレスにくじけず、何事にも最後までやり抜くことができる健全な肉体と精神力を備えた人間育成と、国際化社会に適応できるうるまの日本人たる精神を養うこととする目的としている。

空手道にはとかく危険なイメージが伴うが、本質は老若男女を問わず誰でもが精進できる健全なスポーツで、世界に誇れる日本伝統武道のひとつである。子供から大人までそれぞれの目標のもとに、お互いの親睦を深めながら安全に、楽しく空手道を学ぶことをモットーとしている。

第3条<入会資格>

- ①本会の趣旨に賛同をしていること。
- ②運動を行うのに適した健康状態であること。

尚、本会規約に違反する又は、賛同が得られないなど、会員としてふさわしくない場合は退会を勧告することがある。

第4条<入会手続き>

入会(本会員)希望者は、本会指定の入会申込書〔様式1〕に必要事項を記入し、事務局に提出すること。必要であれば2~3週間の体験入会ができる。入会は隨時可能。

第5条<会費>

本会員は次に定める会費(月謝)を納入すること。

1,000円/月、3ヶ月毎に納入(4月、7月、10月、1月)

また、年間2回の昇級審査を実施し、会員は原則としてこれを受審しなければならない。審査料は第15条<細則B>に示す。審査1週間前までに事務局に納入すること。

第6条<空手道用具の購入>

- ①事務局で申し込むことができる。本会指定の物品購入申込用紙〔様式3〕に必要事項を記入して事務局に申し込む。代金は物品が届き次第、引き換えに支払う。
- ②各自で揃える場合、大会等で使用できる検定品であるかを調べて購入する。

第7条<休会・退会>

休会(3ヶ月以上6ヶ月以内)または退会を希望する場合は、指導者及び事務局に連絡すること。

第8条<練習(稽古)場所・時間>

練習に際しては指導者及び有段者の指示に従うこと。

練習日は原則的に毎週土曜日と火曜日に行う。

土曜日 17時~19時 静岡市立東源台小学校アリーナ (スタンダードコース)

火曜日 19時~21時 静岡市立清水袖師中学校武道場 (アドバンスコース)

練習場所の確保ができなかった場合や、その他やむを得ない事由が生じた場合は練習を

休止することがある。また大会前などで強化練習が必要な時は、隨時場所を確保し練習を実施することがある。

第9条<安全保険>

会員及び指導者は、(財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入する。取りまとめは事務局が一括して行う。万一の事故の場合の補償は、この保険の適用範囲を限度とする。

第10条<係り分担（月当番）>

本会は保護者による支援母体を敢えて組織しない。会員とその保護者により輪番制で係りを分担し、役務を遂行する。役務に関しては次の通りである。

- ① 練習前後の鍵の受け取りと返却。
- ② 毎月第1水曜日、アリーナ2Fの会議室前での順番とり。
- ③ 練習出席者のチェック。(出席カードにシールを貼る／出席簿にチェック)
- ④ 当番日誌の記入。(連絡事項、引き継ぎ事項、気がついたことなどを記入)
- ⑤ 練習後のモップ、掃除機の準備。
- ⑥ 月謝や大会参加費などの諸経費の回収と名簿への記載。
- ⑦ 緊急連絡が生じた場合、各班の班長は班のメンバー全員に連絡をする。

第11条<会員のモラル>

- ① 先生や仲間、保護者の人たちへの「礼」を重んじる。
- ② チームワークを大切にし、会員相互に気配りを怠らず、楽しい雰囲気の中にも厳しさをもって練習に取り組む。空手道を通して、普段の生活でも明朗快活で自覚ある行動がとれる人間形成を常に意識する。

第12条<規約の改定>

本教室が認めた場合に限り規約の改定を行う。

第13条<発行>

本規約は2011年4月1日より施行し、2012年4月1日に改定を行った。

第14条<細則A>

I. 練習（稽古）への取り組みについて

- ① 先生や目上の人、道場にはきちんとした挨拶をすること。
- ② 指導者から受けた指示に従い練習に励むこと。
- ③ やむを得ず練習を休むときは、事前に事務局に連絡をすること。
- ④ 練習場所への送迎は保護者の責任で行うこと。
- ⑤ 各自の持ち物にはすべて氏名を記入すること。
- ⑥ 保護者は原則として練習を見学又は参加し、できる限り活動に協力する。

II. 大会・合宿その他行事への取り組みについて

- ① 各行事ごとに要項を配布するが、申し込みは本会所定の参加申込書〔様式2〕に必要事項を記入し、参加費を添えて要項に記載する期日以内に申し込む。
- ② 会員は都合のつく限り参加し、保護者も応援・協力を積極的に行う。
- ③ 選手権が決められている大会への選手の選出や、団体戦におけるメンバーの採択は師範及びコーチの一任において決定する。
- ④ 活動場所への送迎は保護者の責任で行う。乗り合わせての移動には充分注意を払う。

第15条<細則B(昇級・昇段審査)>

I. 審査内容・審査料

昇級審査は原則的に年間2回（7月、1月）に実施する。審査内容は下表に示す通り、基本・形・組手の内容と、練習への出席率をもって判定する。

受験級	基本	移動基本	形	組手	審査料
8・7級(白)	中・上段突き 中段蹴り 上段牽制 中段逆突き	順突き 蹴って順突き 逆突き 蹴って逆突き	平安2段	打ち込み	1.000円
6・5級(黄)	同上	同上+ 順突き突込み 逆突き突込み	平安2段 平安初段	同上	1.000円
4・3級(緑)	同上	同上+ 飛び込み突き 飛び込み流し突き	平安初段 ～ 平安4段	同上+ 組手1試合	2.000円
2・1級(茶)	同上	同上	平安初段 ～ 平安5段 クーシャンカー	同上 基本組手1本目	3.000円

II. 審査基準

審査は公正を期するため得点制で実施する。出席点10点、基本4点、組手6点、形10点の合計30点満点で、指導者がそれぞれ得点をつけ、その平均点を受験者の得点とする。出席点については出席点算出表により算出し、合計得点は合格点算出表に従い合格ラインが決定する。

<出席点算出表>

	週2回参加	週1回参加
9割～	10点	7点
8～7割	8点	5点
6～5割	6点	3点
4～3割	4点	1点
2～1割	2点	0点

<合格点算出表>

	合格率	合格点
1級	×0.9	27点
2級	×0.83	25点
3級	×0.8	24点
4級	×0.75	23点
5級	×0.6	18点
6級	×0.55	17点
7級	×0.45	14点
8級	×0.43	13点
9級	×0.35	11点

III. 昇段審査受審資格

本会員は、以下に示す昇段審査受審資格を有した場合、和道会東海本部が主催する和道会昇段審査（6月、11月）、または静岡県空手道連盟が主催する全日本空手道連盟昇段審査（2月）を受審することができる。

- ① 本会の一級を取得した者。
- ② 和道会々員登録を済ませた者。（昇段審査当日に登録ができる）
- ③ 師範の推薦を得た者。

第16条<細則C(災害時避難)>

I. 練習時前における練習休止の指示

「暴風」警報または、「大雨」「洪水」「雷」のうち2つ以上の警報または、震度4以上の「地震」速報が気象庁より発令されている場合、練習を休止とする。

II. 練習時における避難指示

練習中に災害が発生した場合の避難方法は下表に従う。特に地震が発生した場合、天井のパネルや照明器具、窓ガラスなどの落下物に注意をし、窓のない壁際などの安全と思われる場所に集合し、揺れが治まり次第グランドに避難する。その後災害の状況を判断し、最善と思われる指示を出す。どちらの場所も近隣住民の避難場所にもなっていて混雑が予想されるので、指導者の指示した場所に集合する。

	東源台アリーナ	袖師中武道場
大雨・洪水・暴風等の警報発令	アリーナにて待機、保護者と共に帰宅。	武道場にて待機、保護者と共に帰宅。
火災発生の場合	グランドにて待機、保護者と共に帰宅。	グランドにて待機、保護者と共に帰宅。
震度4以上の地震発生(津波警報なし)	アリーナまたはグランドにて待機、保護者と共に帰宅。	武道場またはグランドにて待機、保護者と共に帰宅。
震度4以上の地震発生(3m以下の津波警報)	揺れが治まり次第アリーナにて待機、災害の状況を判断し、保護者と共に帰宅。	揺れが治まり次第武道場にて待機、災害の状況を判断し、保護者と共に帰宅。
震度4以上の地震発生(3m以上の津波警報)	揺れが治まり次第アリーナにて待機、災害の状況を判断し、保護者と共に帰宅。	揺れが治まり次第中学校本館または武道場にて待機、災害の状況をみて判断。

III. 練習の行き帰りにおける避難指示

保護者同伴の場合は保護者の判断に任せることとする。一人の場合は、自宅または学校に近い方に行く。その際、中間地点の場合は災害の様子をみて近くの安全な場所に一時避難し、落ち着いてから自宅に戻る、学校に行く、近くの大人に助けを求めるなどの方法をとる。